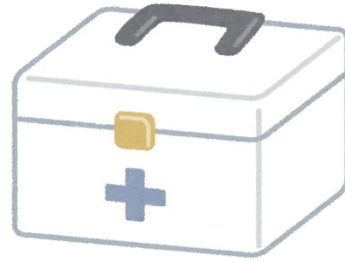


野生鳥獣の救護に関する よくある問い合わせ



【鳥インフルエンザ関係の問い合わせ】

Q 1. ハクチョウが死んでいる。どうしたらよいか。

A 1. 外傷がある場合は、鳥インフルエンザ以外の原因が考えられますが、外傷がなく、他の鳥獣から食べられていない状況であれば、現在の感染レベルに応じて調査・回収が必要な場合があります。川の中州など物理的に回収できない場合もあるため、まずは場所・種類・詳しい状況等をお聞かせください。

Q 2. ハトが同じ場所で複数死んでいる。どうしたらよいか。

A 2. 水鳥や猛禽類以外については、鳥インフルエンザの感染可能性は低いとされています。しかし、同じ場所で同じ種類が外傷もなく複数羽死んでいるなど、状況に応じて鳥インフルエンザの調査が必要な場合もあります。まずは場所・種類・死亡数・詳しい状況等をお聞かせください。

Q 3. タカが死んでいる。外傷はないが、少しひからびた状態である。どうしたらよいか。

A 3. 見た目ではひからびた状態がわかる程度であれば、正確な検査が出ないため、鳥インフルエンザの調査ができません。一般廃棄物として処分していただくことになります。

Q 4. 車にひかれてハトが死んでいる。回収してほしい。

A 4. 明らかに死んでいる場合については、鳥獣救護には該当しませんので回収できません。道路で死んでいる場合は、以下の連絡先に電話してください。

- 高速道路や国道4号・13号は道路緊急ダイヤル（#9910）
- 上記以外の国道・県道は県北建設事務所（024-521-2528）
- 市町村道は各市町村役場

道路以外の場合は、死んだ場所の管理者・所有者が一般廃棄物として処分することになります。

Q 5. 庭でスズメが1羽死んでる。鳥インフルエンザが怖いので、来てほしい。

A 5. 水鳥や猛禽類以外で、なおかつハトよりも小さい鳥の場合は、鳥インフルエンザの可能性は低いと、土地の管理者・所有者が一般廃棄物として処分していただくこととなります。病気が怖いといった救護目的外の依頼では出動できません。ご自身で処分ができない場合は、自然の摂理に任せていただくしかありません。

【鳥獣に関する質問】

Q 1. 窓ガラスにぶつかった野鳥が、気を失っている。救護してほしい。

A 1. 野鳥が窓ガラスに激突した場合、脳しんとうを起こしている可能性が高いです。出血や外傷などがなければ数時間ほどで回復して飛び立っていきます。しかし、気を失ったまま回復しない場合や、意識が戻ったものの打ち所が悪くて死んでしまうこともあります。まずは様子を見ていただき、もし死んでしまった場合は、土地の管理者・所有者の方が一般廃棄物として処分をお願いします。



Q 2. ハクチョウが羽をケガして飛べないようだ。救護してほしい。

A 2. 川などの水面にいる場合は、救護をしようとすると思えば敵が来たと思い、羽以外は元気なので逃げ回るため、とても救護できません。陸上の場合でも、羽がケガして飛べなくても、人間が追いつけないほどのスピードで逃げます。人間側としては、かわいそうなので救護しようとしているのですが、ハクチョウから見れば捕まえられると思えば逃げ続けるので、元々のケガに加えてストレスも与えることとなりますし、新たなケガの可能性もあります。ハクチョウは大型の鳥なので、明らかに弱っていて逃げることもできない状況など、見て取れるほどの衰弱でないと、救護することは難しいです。今回のケースは、自然治癒力に任せて見守るのが一番と思われます。

Q 3. ハクチョウが真夏の福島にいるが、体調は大丈夫なのか。救護してほしい。

A 3. ハクチョウは、秋から冬に日本に飛来して春になれば北上するのが一般的ですが、体力的な問題等で、春以降も福島にとどまる判断をすることもあるようです。ごく少数ではありますが、長いこと福島に棲みついているハクチョウもいますので、それなりに福島夏の環境に順応できているようです。真夏にいるというだけでは、救護の対象にはなりません。

Q 4. 家の軒先に小鳥が来て、すごくかわいい。捕まえて家で飼ってもいいか。

A 4. 野鳥の捕獲や飼養については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）によって規制されています。現在、愛がん目的（ペット）での飼養許可は行っていません。また、違法な捕獲や違法に捕獲した野鳥の飼養等については、懲役又は罰金を科されるおそれがあります。

Q 5. 急な寒さ（暑さ）で弱っているハトがいる。どうしたらよいか。

A 5. 春や秋など、前日と比べて急に寒くなったり暑くなったりする日があります。こんな日は人間も体調を崩しやすくなりますが、野鳥も同じく急な気温変化に対応できず衰弱することがあります。このような日で外傷がない場合は、自然がもたらす気候変化が原因と考えられるため、救護は難しいです。ただし、外傷がある場合は、場所・種類・詳しいケガの状況などをお聞かせください。

Q 6. 朝から半日ほどフクロウが庭の木に止まっている。動かないが大丈夫か。

A 6. フクロウは夜の時間帯を中心に動き、昼は安全な場所でじっと身を潜めていることも多いです。庭の木がちょうど身を潜めるのに良い場所なのかもしれません。一晚様子を見て下さい。



Q 7. 鳥が家に迷い込んで、室内を飛びまわっている。鳥が苦手なので何とかしてほしい。

A 7. 傷病鳥獣の救護には該当しませんので、出動はできません。窓や屋外につながるドアを開けて室内を暗くすると、外に出て行きやすいようです。

Q 8. キジが電車にはねられて、線路の近くで生きてはいるが苦しそうにしている。どうしたらよいか。

A 8. 「線路の近く」が線路内であれば、鉄道会社の敷地です。線路内に立入ることはできませんので、各鉄道会社にお問い合わせください。線路外にいる場合は、場所や詳しい状況等をお聞かせください。

Q 9. カラスがケガをしている。救護してほしい。

A 9. カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）は県内一円で有害鳥獣として救護対象から除外されています。有害鳥獣は、生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害の防止等て捕獲することもあるため、どれほどケガをしても救護はできません。

Q 9. 足環がついているハトがケガしている。救護してほしい。

A 9. 基本的に足環がついたハトは、レース用のハトですので、以下に連絡してください。

- 足環に連絡先が書いてある場合は、直接やりとりしてください。
- 足環に「JPN」とある場合は、
一般社団法人日本鳩レース協会の迷い鳩照会専用ダイヤル（0120-810-118）
- 足環に「NIPPON」とある場合は、一般社団法人日本伝書鳩協会（03-3801-2789）

Q 10. 工場の敷地にハクチョウが迷い込んでいる。どうしたらよいか。

A 10. 工場の敷地に迷い込んでいるだけでは、ケガや病気をしているわけでもないため、振興局では救護することはできません。個人の敷地や庭の場合も、迷い込んでいるだけでは同様に救護することはできません。

Q 11. 郡山市でケガをしているハトがいる。救護してほしい。

A 11. こちらは県北地方振興局ですので、対象範囲は福島市・伊達市・二本松市・本宮市・国見町・桑折町・川俣町・大玉村となっています。郡山市の場合は、県中地方振興局県民生活課にお問い合わせください。

Q 1 2. 家に迷い猫が来た。飼い主がわからないが、どうしたらよいか。

A 1 2. ペットや家畜については振興局での救護対象外のため、以下にご連絡ください。

(ペット) ●福島市在住の方は福島市保健所 (024-597-6409)

●福島市以外の方は動物愛護センター (024-953-6400)

(家 畜) ●県北家畜保健衛生所 (024-531-1301)



Q 1 3. 救護された後の状況を知りたい。

A 1 3. 救護した後に治療等を行っている野生生物共生センターでは、少ない人数で治療等の処置を行っていますので、その後についての連絡等の個別対応は行っていません。ご了承ください。

Q 1 4. どんな時間でも救護の対応をしてもらえるのか。

A 1 4. 夜間は安全に業務を行うことが難しいため、基本的に日中しか対応できません。夕方にご連絡いただいた場合は、翌日以降の対応になる場合があります。